

「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」 開催要綱

1. 趣 旨

統一的な基準による地方公会計について、地方公会計情報が地方行財政運営に一層活用されること等が必要であることから、統一的な基準等の検証及び改善、地方公会計情報の継続的かつ具体的な活用手法等について検討を行うため、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催する。

2. 名 称

本研究会は、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会は、原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは研究会を公開しないものとすることができる。
- (5) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるものとする。

5. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課が行う。